

加 監 第 1 4 1 号

平成24年7月24日

加古川市長 樽 本 庄 一 様

加古川市監査委員 久 保 一 人

加古川市監査委員 西 尾 透

加古川市監査委員 神 吉 耕 藏

加古川市監査委員 畑 広 次 郎

平成23年度加古川市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の実施期間	1
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率等の状況	3
(1)	実質赤字比率	3
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	8
ア	地方債元利償還額	9
イ	準元利償還額	9
ウ	特定財源	10
(4)	将来負担比率	11
ア	将来負担額	12
イ	充当可能財源等	15
(5)	資金不足比率	17
2	むすび	18

(注) 以下、文中及び各表中の金額等の記述は、次の要領による。

1. 文中及び各表中の金額は、千円単位で表示し、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計額と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
2. 文中及び各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
3. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」・・・0又は該当数値はあるが単位未満のもの。
「—」・・・該当数値のないもの及び算出不能又は無意味のもの。
4. 原則として各表中の元号は省略した。

平成23年度加古川市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計等	一般会計	○	○	○	○		
	一般会計等に属する特別会計						公園墓地造成事業
							夜間急病医療事業
							歯科保健センター事業
							緊急通報システム事業
	病院事業債管理事業						
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業					
		後期高齢者医療事業					
		介護保険事業					
		駐車場事業					
	公営企業に係る特別会計	法非適用 公設地方卸売市場事業					
		下水道事業					
		法適用 水道事業					
一部事務組合・広域連合							
地方公社・第三セクター等							

- (注) 1. 「法適用」とは地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業である。
 2. 資金不足比率は公営企業ごとに算定されるものである。

第2 審査の実施期間

平成24年7月12日から平成24年7月24日まで

第3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確に作成され、各比率はいずれも適正に算定されていると認められた。

なお、各比率は次のとおり、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っていた。

比率名		23年度	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	11.29%	20.0%
連結実質赤字比率		—	16.29%	30.0%
実質公債費比率		8.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率		37.3%	350.0%	
資金不足比率	公設地方卸売市場事業	—	20.0%	
	下水道事業	—	20.0%	
	水道事業	—	20.0%	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合、各比率は算定されないものであり、「—」と表示している。

1 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、実質赤字額がない場合は算定されない。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(注) 1. 実質赤字額=繰上充用額+ (支払繰延額+事業繰越額)

2. 標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

一般会計等の実質収支等の状況は、次のとおりである。

一般会計等の実質収支等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)			
会計名	23年度	22年度	増減
一般会計	359,140	125,718	233,422
公園墓地造成事業	61,737	106,210	△ 44,473
夜間急病医療事業	117,048	128,424	△ 11,376
歯科保健センター事業	22,934	22,375	559
緊急通報システム事業	3,443	3,349	94
病院事業債管理事業	0	—	0
合計 A	564,302	386,076	178,226
標準財政規模 B	47,749,764	47,569,459	180,305
実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

平成23年度の一般会計等の実質収支額の合計額は、564,302千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の状況を見ると、一般会計は359,140千円の黒字であり、単年度収支も233,422千円の黒字である。

公園墓地造成事業会計は61,737千円の黒字で、単年度収支は44,473千円の赤字である。

夜間急病医療事業会計は117,048千円の黒字で、単年度収支は11,376千円の赤字である。

歯科保健センター事業会計は22,934千円の黒字で、単年度収支も559千円の黒字であ

る。

緊急通報システム事業会計は3,443千円の黒字で、単年度収支も94千円の黒字である。

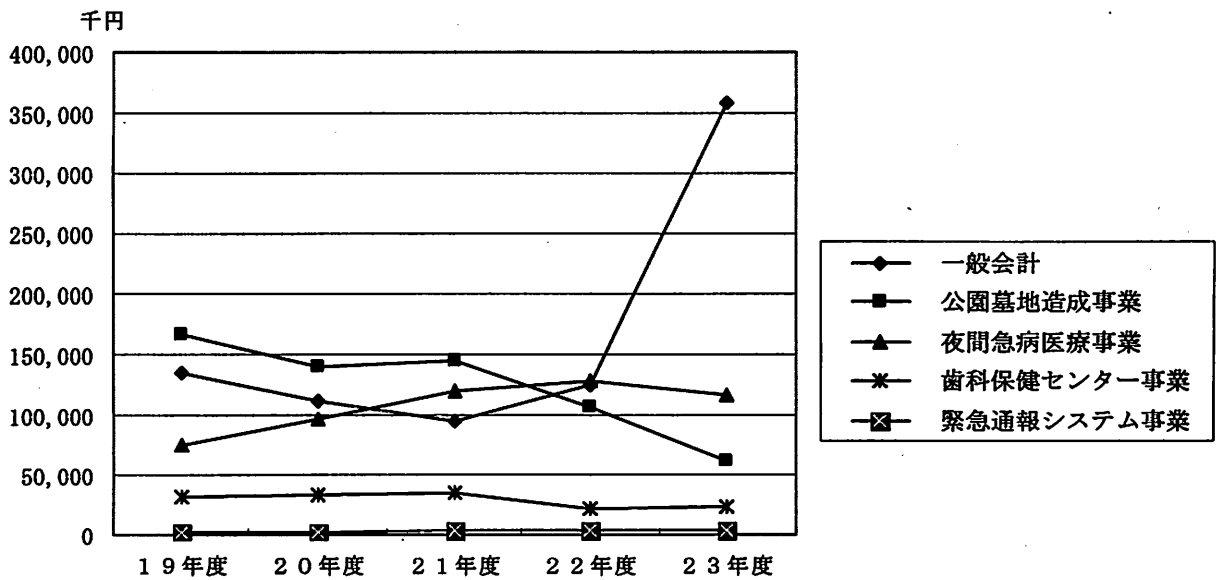
病院事業債管理事業会計は、実質収支0円である。

<参 考>

一般会計等の実質収支の推移

(単位 千円)

会計名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般会計	134,734	111,013	94,782	125,718	359,140
公園墓地造成事業	166,525	139,368	145,617	106,210	61,737
夜間急病医療事業	75,722	96,402	120,601	128,424	117,048
歯科保健センター事業	32,384	33,677	35,192	22,375	22,934
緊急通報システム事業	2,185	2,334	3,145	3,349	3,443
病院事業債管理事業	-	-	-	-	0
合 計	411,551	382,794	399,337	386,076	564,302



(注) 病院事業債管理事業は23年度が初年度であるため除いている。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、全会計の連結実質赤字額がない場合は算定されない。

$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(注) 連結実質赤字額 = (イ+ロ) - (ハ+ニ)

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況は、次のとおりである。

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況

会計名	(単位 金額：千円、比率：%)		
	23年度	22年度	増減
一般会計等	564,302	386,076	178,226
国民健康保険事業	739,575	278,901	460,674
後期高齢者医療事業	50,318	47,644	2,674
介護保険事業	4,306	86,079	△ 81,773
公設地方卸売市場事業	0	0	0
駐車場事業	△ 77,336	△ 70,460	△ 6,876
下水道事業	0	0	0
水道事業	5,280,528	4,523,742	756,786
病院事業	—	4,292,584	△ 4,292,584
合計 A	6,561,693	9,544,566	△ 2,982,873
標準財政規模 B	47,749,764	47,569,459	180,305
連結実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

平成23年度全会計の実質収支額及び資金剰余（不足）額の合計額は、6,561,693千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

一般会計等以外の状況を見ると、国民健康保険事業会計は739,575千円の黒字で、単年度収支は460,674千円の黒字である。

後期高齢者医療事業会計は 50,318 千円の黒字で、単年度収支は 2,674 千円の黒字である。

介護保険事業会計は 4,306 千円の黒字であり、単年度収支は 81,773 千円の赤字である。

公設地方卸売市場事業会計は、平成 22 年度、平成 23 年度とも実質収支は 0 円であり、資金剰余（不足）は発生していない。

駐車場事業会計は 77,336 千円の赤字であり、単年度収支も 6,876 千円の赤字である。

水道事業会計は 5,280,528 千円の余剰資金があり、前年度に比べ 756,786 千円の増加である。

なお、下水道事業会計の実質収支は、平成 23 年度が 64,496 千円の赤字、平成 22 年度も 64,223 千円の赤字であるが、減価償却前利益による負債償還可能額算定方式（法非適用企業）により算定された解消可能資金不足額が平成 23 年度 123,941 千円、平成 22 年度 116,458 千円であるため、健全化判断比率等の算定上は資金不足が発生していないことになる。

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において資金の不足額から控除する一定の額で、下水道事業会計では事業用施設の減価償却期間と企業債の償還期間との差等により生じる資金不足額である。

<参 考>

一般会計等以外の会計の実質収支の推移

(単位 千円)

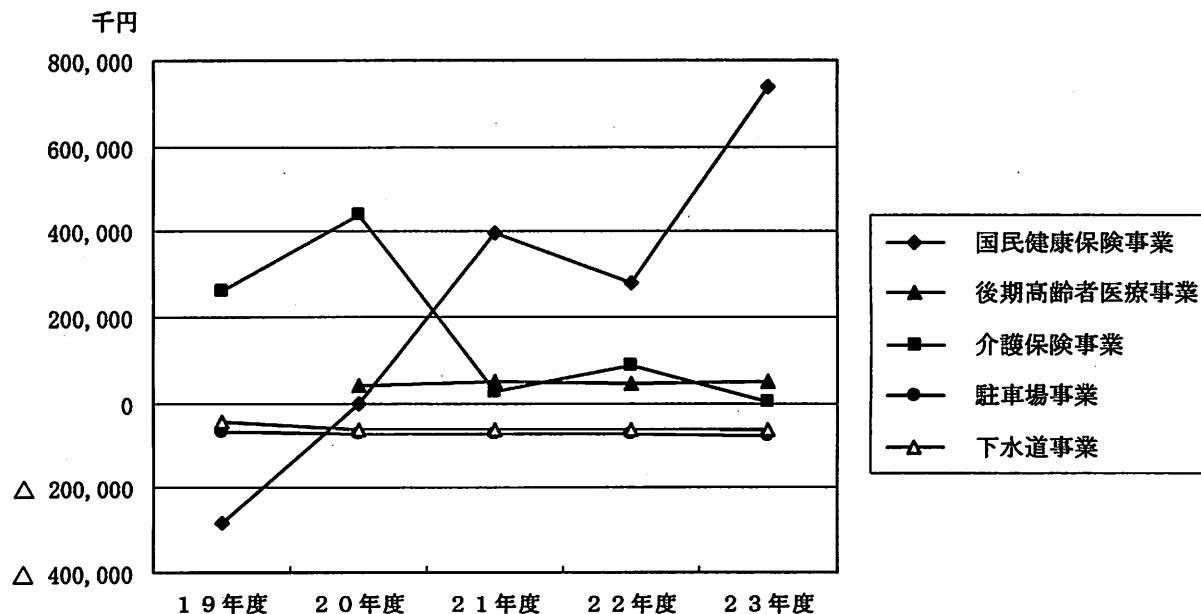
会計名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国民健康保険事業	△ 281,808	0	398,315	278,901	739,575
老人保健事業	△ 186,615	△ 52,691	9,569	0	—
後期高齢者医療事業	—	41,773	50,220	47,644	50,318
介護保険事業	260,810	438,159	27,803	86,079	4,306
生活安全共済事業	25,352	25,643	0	—	—
公設地方卸売市場事業	0	0	0	0	0
駐車場事業	△ 66,512	△ 70,826	△ 71,077	△ 70,460	△ 77,336
下水道事業	△ 42,715	△ 63,812	△ 63,832	△ 64,223	△ 64,496
合 計	△ 291,488	318,246	350,998	277,941	652,367

(注) 老人保健事業会計は22年度事業終了である。

後期高齢者医療事業会計は20年度事業開始である。

生活安全共済事業会計は21年度事業終了である。

下水道事業の19年度から21年度の欄は、公共下水道事業と農業集落排水事業の合計額を記載している。



(注) 収支均衡が続いている公設地方卸売市場事業会計は除いている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が実質的に負担する公債費等の額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）で、次の式から算定される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債元利償還額} + \text{準元利償還額}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 準元利償還額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ

- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ロ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ハ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ニ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ホ 一時借入金の利子

2. 基準財政需要額算入額は、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額である。

公債費等の状況は、次のとおりである。

公債費等の状況

		(単位 金額：千円、比率：%)				
区 分		23年度	増減	22年度	増減	21年度
地方債元利償還額	A	9,570,534	1,341,946	8,228,588	△ 97,672	8,326,260
準元利償還額	B	3,863,065	△ 1,042,350	4,905,415	340,675	4,564,740
特定財源	C	2,947,259	1,106,122	1,841,137	△ 332,081	2,173,218
基準財政需要額算入額	D	7,530,092	58,234	7,471,858	12,616	7,459,242
(A+B)-(C+D)	E	2,956,248	△ 864,760	3,821,008	562,468	3,258,540
標準財政規模	F	47,749,764	180,305	47,569,459	938,884	46,630,575
(F-D)	G	40,219,672	122,071	40,097,601	926,268	39,171,333
実質公債費比率 (単年度) E/G×100		7.3	△ 2.2	9.5	△ 1.2	8.3
実質公債費比率 (3か年平均)		8.3	△ 0.5	8.8	△ 0.2	9.0

平成23年度の実質公債費比率は8.3%で、前年度(8.8%)に比べ0.5ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っている。

ア 地方債元利償還額

一般会計等の公債費充当一般財源等額で、繰上償還した額、借換債で償還した額、満期一括償還地方債の元金償還額等を控除した額である。その内訳は、次のとおりである。

地方債元利償還額

区 分	(単位 千円)		
	21年度	22年度	23年度
地方債元利償還額(繰上償還額等を除く。)	8,326,260	8,228,588	9,570,534

イ 準元利償還額

地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

準元利償還額

区 分	(単位 千円)		
	21年度	22年度	23年度
公営企業等に係るもの	2,989,659	3,569,394	2,700,989
債務負担行為に係るもの	1,465,464	1,228,086	1,054,104
満期一括償還地方債(年度割相当額)	105,355	104,706	106,636
一部事務組合等に係るもの	0	0	0
一時借入金利子	4,262	3,229	1,336
合 計	4,564,740	4,905,415	3,863,065

(ア) 公営企業等に係るもの

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債等の償還の財源に充てたと認められるものである。その内訳は、次のとおりである。

公営企業等に係る準元利償還額

区 分	(単位 千円)		
	21年度	22年度	23年度
介護保険事業	1,895	1,904	1,900
駐車場事業	60,618	56,401	49,801
公設地方卸売市場事業	3,108	467	4,817
下水道事業	2,410,129	2,463,195	2,622,280
水道事業	47,190	29,051	22,191
病院事業	466,719	1,018,376	-
合 計	2,989,659	3,569,394	2,700,989

(注) 下水道事業の21年度の欄は、公共下水道事業と農業集落排水事業の合計額を記載している。

(イ) 債務負担行為等に係るもの

債務負担行為に基づく支出のうち、地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

債務負担行為に係る準元利償還額

区 分	(単位 千円)		
	21年度	22年度	23年度
依頼土地の買戻しに係るもの	1,058,032	901,515	740,821
PFI事業に係るもの	221,195	221,517	221,773
国営土地改良事業に係るもの	47,280	42,987	38,062
利子補給に係るもの	47,510	37,819	31,393
その他	91,447	24,248	22,055
合 計	1,465,464	1,228,086	1,054,104

(ウ) 満期一括償還地方債(年度割相当額)

償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額である。実際には元金償還金が発生していなくても、年度割相当額を準元利償還額として算定するもので、かこがわ未来債等が該当する。

ウ 特定財源

地方債の償還に充当可能な特定財源である。その内訳は、次のとおりである。

特定財源

区 分	(単位 千円)		
	21年度	22年度	23年度
都市計画税充当可能額	2,118,363	1,782,150	1,736,606
公営住宅使用料充当可能額	39,227	50,358	60,491
その他	15,628	8,629	1,150,162
合 計	2,173,218	1,841,137	2,947,259

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 将来負担額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト+チ

- イ 一般会計等の地方債の現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額
 - ニ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 市が設立した法人の負債の額及びその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
2. 充当可能財源等=充当可能基金額+充当可能特定歳入見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担額等の状況は、次のとおりである。

将来負担額等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	23年度	22年度	増減
地方債の現在高	90,566,696	82,693,832	7,872,864
債務負担行為に基づく支出予定額	13,492,861	16,894,744	△ 3,401,883
公営企業債等繰入見込額	31,502,752	40,446,896	△ 8,944,144
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	16,490,086	17,319,937	△ 829,851
設立法人の負債額等負担見込額	370,621	403,708	△ 33,087
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 A	152,423,016	157,759,117	△ 5,336,101
充当可能基金額	16,215,586	15,384,890	830,696
充当可能特定歳入見込額	32,664,036	27,269,596	5,394,440
基準財政需要額算入見込額	88,518,013	88,014,144	503,869
充当可能財源等 B	137,397,635	130,668,630	6,729,005
(A-B) C	15,025,381	27,090,487	△ 12,065,106
標準財政規模 D	47,749,764	47,569,459	180,305
基準財政需要額算入額 E	7,530,092	7,471,858	58,234
(D-E) F	40,219,672	40,097,601	122,071
将来負担比率 C/F×100	37.3	67.5	△ 30.2

平成23年度の将来負担比率は37.3%で、前年度(67.5%)に比べ30.2ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の350.0%を下回っている。

将来負担額等の構成割合

区 分	(単位 千円)			
	23年度	割合	22年度	割合
地方債の現在高	90,566,696	59.42%	82,693,832	52.42%
債務負担行為に基づく支出予定額	13,492,861	8.85%	16,894,744	10.71%
公営企業債等繰入見込額	31,502,752	20.67%	40,446,896	25.64%
退職手当負担見込額	16,490,086	10.82%	17,319,937	10.98%
設立法人の負債額等負担見込額	370,621	0.24%	403,708	0.26%
将来負担額	152,423,016	100.00%	157,759,117	100.00%
充当可能基金額	16,215,586	11.80%	15,384,890	11.77%
充当可能特定歳入見込額	32,664,036	23.77%	27,269,596	20.87%
基準財政需要額算入見込額	88,518,013	64.42%	88,014,144	67.36%
充当可能財源等	137,397,635	100.00%	130,668,630	100.00%

ア 将来負担額

(7) 地方債の現在高

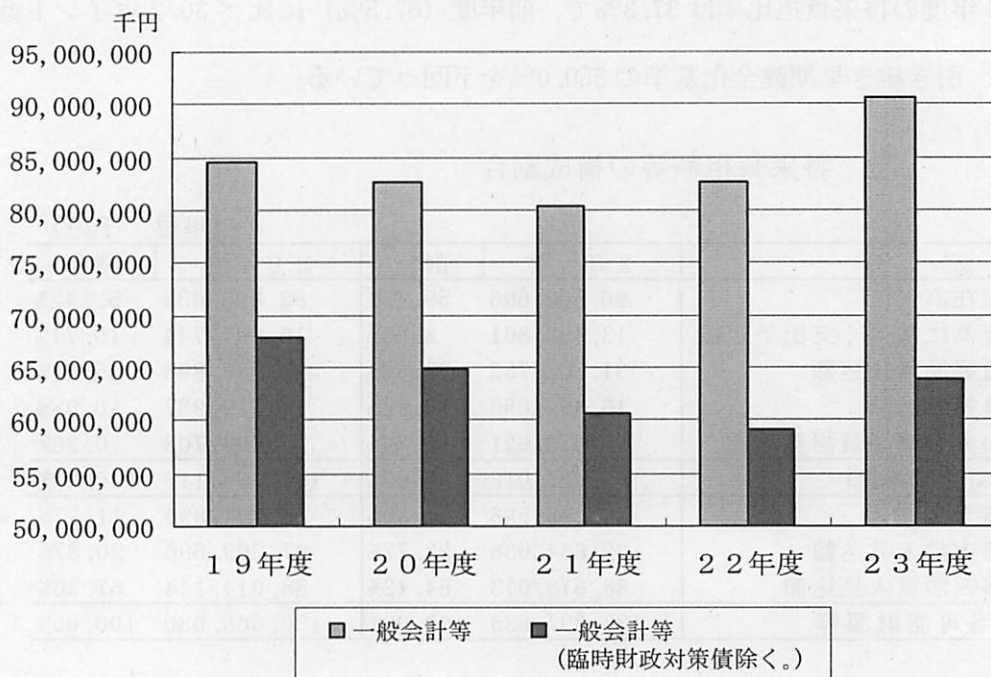
一般会計等の地方債の現在高は90,566,696千円で、前年度に比べ7,872,864千円の増加である。

増加の主な要因は、一般会計の普通債の土木債が1,597,167千円及び衛生債が1,286,668千円減少したことに対し、特別会計の病院事業債が9,344,021千円及び一般会計の臨時財政対策債が3,234,647千円増加したことによるものである。

主な内訳は、一般会計の普通債の土木債25,980,999千円、教育債8,593,932千円及び衛生債8,422,291千円並びに臨時財政対策債26,782,316千円及び減税補填債4,552,413千円並びに特別会計の病院事業債9,344,021千円である。

一般会計等の地方債残高の推移

区 分	(単位 千円)				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般会計等	84,539,882	82,568,613	80,466,605	82,693,832	90,566,696
一般会計等 (臨時財政対策債除く。)	67,866,815	64,730,380	60,654,001	59,146,163	63,784,380



(注) 臨時財政対策債とは、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる制度である。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には将来負担比率に影響を及ぼさない。

(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は13,492,861千円で、前年度に比べ3,401,883千円の減少である。

減少の主な要因は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るものが3,163,672千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るもの11,101,651千円及びPFI事業に係るもの2,259,453千円である。

債務負担行為に基づく支出予定額

区 分	(単位 千円)		
	23年度	22年度	増減
依頼土地の買戻しに係るもの	11,101,651	14,265,323	△ 3,163,672
PFI事業に係るもの	2,259,453	2,435,376	△ 175,923
国営土地改良事業に係るもの	78,062	116,124	△ 38,062
その他	53,695	77,921	△ 24,226
合 計	13,492,861	16,894,744	△ 3,401,883

(ウ) 公営企業債等繰入見込額

公営企業債等繰入見込額は、公営企業債等の元金償還に対する一般会計等からの繰出見込額で、下水道事業のほか4会計に対するものである。

当年度の見込額は31,502,752千円で、前年度に比べ8,944,144千円の減少である。

減少の主な要因は、病院事業に対する繰出見込額が6,503,314千円及び下水道事業に対する繰出見込額が2,301,400千円減少したことによるものである。

主な内訳は、下水道事業に対する繰出見込額31,112,118千円及び水道事業に対する繰出見込額355,065千円である。

公営企業債等繰入見込額の状況

会計名	(単位 千円)		
	23年度	22年度	増減
介護保険事業	8,550	10,221	△ 1,671
駐車場事業	6,500	40,029	△ 33,529
公設地方卸売市場事業	20,519	24,112	△ 3,593
下水道事業	31,112,118	33,413,518	△ 2,301,400
水道事業	355,065	455,702	△ 100,637
病院事業	-	6,503,314	△ 6,503,314
合計	31,502,752	40,446,896	△ 8,944,144

(エ) 組合等負担等見込額

本市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担等見込額であるが、加古川市外2市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも地方債現在高がないため負担等見込額は算出されない。

(オ) 退職手当負担見込額

退職手当負担見込額は、一般会計等が実質的に退職手当を負担する特別職を含む職員（平成23年度末退職者を除く。）が、平成23年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。当年度の負担見込額は16,490,086千円で、前年度に比べ829,851千円の減少である。

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

設立法人の負債額等負担見込額は、本市が設立した法人の負債額のうち、一般会計等が負担するもの及び本市が損失補償を行っている債務等に係る一般会計等の負担見込額である。

当年度の負担見込額は 370,621 千円で、前年度に比べ 33,087 千円の減少である。

減少の主な要因は、(財)加古川食肉公社に対する負担額が 22,881 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川再開発ビル(株)に対する負担見込額 203,689 千円及び(財)加古川食肉公社に対する負担見込額 162,047 千円である。

なお、加古川市土地開発公社については、当年度末の負債額は 8,588,009 千円であるが、保有する現金及び預金と土地の取得価額の合計額が負債額を上回るため負担見込額は算出されない。

設立法人の負債額等負担見込額

法人名	(単位 千円)		
	23年度	22年度	増減
加古川再開発ビル(株)	203,689	208,016	△ 4,327
(財)加古川食肉公社	162,047	184,928	△ 22,881
兵庫県信用保証協会	4,885	10,764	△ 5,879
(地独)加古川市民病院機構	0	-	0
合計	370,621	403,708	△ 33,087

(キ) 組合等連結実質赤字額負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額であるが、加古川市外 2 市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも実質赤字額又は資金不足額がないため負担見込額は算出されない。

イ 充当可能財源等

(7) 充当可能基金額

充当可能基金額は 16,215,586 千円で、前年度に比べ 830,696 千円の増加である。

増加の主な要因は、職員退職手当基金が 1,443,264 千円減少したものの、公共施設等整備基金が 1,487,148 千円及び福祉コミュニティ基金が 287,958 千円増加した

ことによるものである。

主な内訳は、公共施設等整備基金 5,085,883 千円及び財政調整基金 4,729,986 千円である。

充当可能基金額の状況

(単位 千円)

基金名	23年度	22年度	増減
奨学資金基金	12,900	12,900	0
財政調整基金	4,729,986	4,604,829	125,157
福祉コミュニティ基金	2,070,248	1,782,290	287,958
日光山墓園管理基金	580,880	564,349	16,531
市債管理基金	2,043,691	1,848,332	195,359
職員退職手当基金	0	1,443,264	△ 1,443,264
介護保険給付費準備基金	1,241,226	1,432,992	△ 191,766
国民健康保険事業基金	450,772	60,030	390,742
公共施設等整備基金	5,085,883	3,598,735	1,487,148
介護従事者処遇改善臨時特例基金	0	37,169	△ 37,169
合計	16,215,586	15,384,890	830,696

(イ) 充当可能特定歳入見込額

充当可能特定歳入見込額は 32,664,036 千円で、前年度に比べ 5,394,440 千円の増加である。

主な内訳は、都市計画税 22,530,639 千円及び移行前病院事業債元金収入 8,613,321 千円である。

充当可能特定歳入見込額の状況

(単位 千円)

特定歳入	23年度	22年度	増減
都市計画税	22,530,639	26,541,100	△ 4,010,461
公営住宅使用料	744,028	671,959	72,069
住宅建設・改修資金回収額	19,205	28,681	△ 9,476
歯科保健センター受託事業収入	26,143	27,856	△ 1,713
病院施設整備等事業貸付金元金収入	730,700	0	730,700
移行前病院事業債元金収入	8,613,321	0	8,613,321
合計	32,664,036	27,269,596	5,394,440

(ウ) 基準財政需要額算入見込額

基準財政需要額算入見込額は 88,518,013 千円で、前年度に比べ 503,869 千円の増加である。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業の規模に対する比率で、次の式から算定されるが、資金不足が発生していない場合は算定されない。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

(注) 1. 資金の不足額

[法適用企業] : (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] : (実質赤字額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

2. 事業の規模

[法適用企業] : 営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業] : 上記に相当する額

各会計の資金剰余(不足)等の状況は、次のとおりである。

各会計の資金剰余(不足)等の状況

(単位 金額:千円、比率:%)

事業名		資金剰余 (不足)額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B
公設地方卸売 市場事業	23年度	0	73,287	-
	22年度	0	77,402	-
	増減	0	△ 4,115	-
下水道事業	23年度	0	4,898,434	-
	22年度	0	4,929,672	-
	増減	0	△ 31,238	-
水道事業	23年度	5,280,528	4,604,772	-
	22年度	4,523,742	4,611,559	-
	増減	756,786	△ 6,787	-

平成23年度も各公営企業会計において資金不足は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

なお、下水道事業会計は、前述(6)したとおり実質収支は64,496千円の赤字であるが、解消可能資金不足額が123,941千円であるため、資金不足額は0円となる。

2 むすび

平成 23 年度における健全化判断比率等のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字あるいは資金不足が発生していないため前年度に引き続き算定されない。実質公債費比率は 8.3%で、前年度（8.8%）に比べ 0.5 ポイントの低下、将来負担比率は 37.3%で、前年度（67.5%）に比べ 30.2 ポイントの低下で、いずれも引き続き早期健全化基準を下回っている。

その要因としては、市民病院の地方独立行政法人化に伴い、病院事業会計が地方財政健全化法の 4 つの財政指標の算定から除外されたこと及び厳しい財政状況の中、職員数の削減、未利用財産の処分の推進など行財政改革への取組とともに、土地開発公社の債務の縮減を積極的に行ってきたことがあげられ、比率が改善している。また、参考として平成 22 年度の全国の市町村の実質公債費比率の平均は 10.5%、将来負担比率の平均は 79.7%であったことから、本市の健全化判断比率は良好であるといえる。

なお、平成 23 年度の健全化判断比率等の審査においては、特に問題となる点は認められなかったが、実質公債費比率及び将来負担比率が大幅に改善されている最大の要因が、病院事業会計が除外されたことによるものであり、その他にも一般会計や国民健康保険事業会計の黒字要因において国の施策によるものが含まれるなど、一時的な指標への影響が見られることから、長期的な指標の推移についても注意を払う必要がある。将来的にみれば、本市の標準財政規模も縮小していくことが予想され、今後予定されている新病院建設やクリーンセンターの新設などの大規模プロジェクトについては、長期的な財政負担を伴うことから慎重に取り組まれない。

また、先行き不透明な日本経済の動向や少子・高齢化の進行など時代の変化は急激であり、本市においても歳入の根幹である市税の増収が見込めない一方で、歳出においては扶助費等の社会保障関係経費や公共施設の老朽化に伴う大規模修繕など経費の増加が予想されることから、今後も厳しい財政状況が続き、健全化判断比率等への影響が懸念されるところである。したがって、現在実施している第 5 次行革緊急行動計画に基づき効率的な行財政運営の推進に努め、将来の市民に対しても質の高いサービスが維持できるよう、財政健全化を着実に進められることを要望してむすびとする。